

令和 6 年 4 月 1 日付け地方公営企業法施行令の改正に伴い、改正前に策定した随意契約理由書の根拠法令については、次のとおり読み替えます。

読み替え後	読み替え前
4 根拠法令 地方公営企業法施行令第 21 条の <u>13</u> 第 1 項第○号	4 根拠法令 地方公営企業法施行令第 21 条の <u>14</u> 第 1 項第○号

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

4 月分

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和6年度 お客さまサポートページ運用保守業務委託	情報処理－情報処理	株式会社太洋堂	¥1,045,000	令和6年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	—
2	令和6年度 管路情報管理システム運用保守業務委託	情報処理－情報処理	株式会社大阪水道総合サービス	¥34,343,859	令和6年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G2	—
3	令和6年度 給水装置竣工図書ファイリングシステム運用保守業務委託	情報処理－情報処理	中電技術コンサルタント株式会社 大阪支店	¥9,396,090	令和6年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	—
4	令和6年度 柴島浄水場外7か所酸注入設備外保守点検業務委託	機械等施設点検・運転－施設保守点検整備	月島ジェイアクアサービス機器株式会社 西日本営業所	¥44,660,000	令和6年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	—
5	検針未納統合ハンディターミナルシステム運用保守業務委託 長期継続	情報処理－情報処理	株式会社ウォーターデバイス	¥2,420,000	令和6年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	—
6	Azure対応のための営業所オンラインシステム事前評価業務委託	情報処理－情報処理	株式会社日立システムズ 関西支社	¥31,900,000	令和6年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	—
7	令和6年度 営業所オンラインシステム運用保守業務委託(概算契約)	情報処理－情報処理	株式会社日立システムズ 関西支社	¥118,348,560	令和6年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	○
8	令和6年度 遠隔監視測定設備保守点検業務委託	機械等施設点検・運転－施設保守点検整備	メタウォーター株式会社 関西営業部	¥8,470,000	令和6年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	—
9	令和6年度 大阪市水道局お客さま専用サイト（マイページ）運用保守業務委託	情報処理－情報処理	日本電気株式会社 関西支社	¥23,631,300	令和6年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	—
10	令和6年度 お客さまセンターシステム運用保守業務委託	情報処理－情報処理	西日本電信電話株式会社	¥28,248,000	令和6年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	—

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

4 月分

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
11	令和6年度 泉尾配水場次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守点検業務委託	機械等施設点検・運転－施設保守点検整備	株式会社磯村	¥5,500,000	令和6年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	—
12	令和6年度 豊野浄水場外2か所監視制御設備保守点検業務委託	機械等施設点検・運転－施設保守点検整備	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 西日本本部	¥4,730,000	令和6年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	—
13	令和6年度 柴島浄水場外1か所酸注入設備保守点検業務委託	機械等施設点検・運転－施設保守点検整備	浅野アタカ株式会社 大阪支店	¥5,187,600	令和6年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	—
14	令和6年度 施設管理システム運用保守業務委託	情報処理－情報処理	株式会社ヤマイチテクノ	¥7,381,000	令和6年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	—
15	令和6年度 大淀配水場外1か所次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守点検業務委託	機械等施設点検・運転－施設保守点検整備	水ingAM株式会社 西日本支店	¥4,345,000	令和6年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	—
16	令和6年度 咲洲配水場外1か所次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守点検業務委託	機械等施設点検・運転－施設保守点検整備	横手産業株式会社	¥9,020,000	令和6年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	—
17	令和6年度 水道事業における広域連携及び海外展開に係るサポート業務委託（概算契約）	その他代行－その他	株式会社大阪水道総合サービス	¥63,360,000	令和6年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	—
18	令和6年度 水道局財務会計システム運用保守業務委託	情報処理－情報処理	富士通Japan株式会社 関西公共第一ビジネス部	¥44,867,680	令和6年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	W1	○
19	令和6年度 水道事業体等への研修の実施他業務委託（概算契約）	その他代行－研修	株式会社大阪水道総合サービス	¥18,304,000	令和6年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G4	—
20	令和6年度 遠隔監視測定設備外保守点検業務委託	機械等施設点検・運転－施設保守点検整備	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 西日本本部	¥124,300,000	令和6年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	—

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

4 月分

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
21	令和6年度 庶務事務・人事給与システム運用保守及び改修業務委託	情報処理－情報処理	富士通Japan株式会社 関西公共第一ビジネス部	¥60,693,512	令和6年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号	W1	○
22	柴島浄水場外17か所浄水管理設備外保守点検業務委託 長期継続	機械等施設点検・運転－施設保守点検整備	株式会社日立産機テクノサービス 大阪事業所	¥299,200,000	令和6年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	—
23	令和6年度 大阪市水道局給水スポット保守点検業務委託	各種施設管理－機械設備等保守点検	株式会社カクタス	¥1,408,000	令和6年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G3	—
24	令和6年度 お客さまセンター管理業務委託	各種施設管理－建物等清掃	阪急阪神ビルマネジメント株式会社	¥5,460,620	令和6年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G2	—
25	令和6・7・8年度 給水装置工事しゅん工検査等業務委託（概算契約）	その他代行－その他	株式会社大阪水道総合サービス	¥532,994,000	令和6年4月1日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	G2	—
26	お客さま専用サイト（マイページ）における電子決済導入に伴う営業所オンラインシステム改修業務委託	情報処理－情報処理	株式会社日立システムズ 関西支社	¥88,499,400	令和6年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号	W2	○

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 お客さまサポートページ運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社太洋堂

3 随意契約理由

本業務は、お客さまサービス向上の施策の一環として、各種情報を提供するために設置された大阪市水道局お客さまサポートページを維持運用し、当該ページに設置されたチャットボットが適切に回答を導くよう管理し、お客さまに提供する情報の検索性向上を図るものです。

サポートページおよびチャットボットは、株式会社太洋堂が自社独自の仕様で設計し、開発を行っていることから、本業務を履行するには、サポートページの全体構成並びにシステムの構成、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術が必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは株式会社太洋堂が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス（電話番号06-6458-6002）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 管路情報管理システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社大阪水道総合サービス

3 随意契約理由

本業務は、配水管や給水管の布設状況を管理する管路情報管理システム（以下「マッピング」という。）について、システムを安定稼働等できるよう日々のシステムメンテナンス及び障害発生時の緊急対応等の保守業務を行うものです。

マッピングはドコモ・システムズ株式会社が開発を行い、独自性の高いプログラム構成となっているため、本業務の履行には、システムの構成、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

マッピングに関する著作権の大阪市内での利用権、開発当初から蓄積された技術資料については上記業者に移管されており、保守に必要となるパッケージに関するソースプログラムなどについては一般には公開されていないことから、新たに他社が履行できる余地はありません。

よって、本業務を履行できるのは株式会社大阪水道総合サービスが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部配水課（電話番号06-6616-5577）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 給水装置竣工図書ファイリングシステム運用保守業務委託

2 契約の相手方

中電技術コンサルタント株式会社

3 随意契約理由

本業務は、給水装置竣工図書のデータを管理するための給水装置竣工図書ファイリングシステム（以下「ファイリング」という。）について、システムを安定稼働等できるようシステムメンテナンス及び障害発生時の緊急対応等の保守業務を行うものです。

ファイリングは、上記業者が独自に開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、ファイリングに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務の一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは中電技術コンサルタント株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部給水課（電話番号06-6616-5483）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 柴島浄水場外7か所酸注入設備外保守点検業務委託

2 契約の相手方

月島ジェイアクアサービス機器（株）

3 随意契約理由

本業務は、柴島浄水場上系及び庭窪浄水場に設置している酸注入設備並びに庭窪浄水場、豊野浄水場、長居配水場、住吉配水場、住之江配水場、舞洲給水塔、城東配水場に設置している次亜塩素酸ナトリウム注入設備の保守点検を行い、機能維持を図るものである。

当該設備は、磯村豊水機工（株）が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせ製作したものである。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。

本業務を実施可能と思われる複数の事業者ヒアリングにおいて、他の事業者が本業務を履行中に設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務の履行により生じたものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ている。よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、磯村豊水機工（株）のみと考えられる。

当該設備にかかる保守点検業務は、磯村豊水機工（株）を事業統合したJFEエンジニアリング（株）からJFEアクアサービス機器（株）に移管されており、社名変更により月島ジェイアクアサービス機器（株）が履行している。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは月島ジェイアクアサービス機器（株）が唯一の業者である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

検針未納統合ハンディターミナルシステム運用保守業務委託 長期継続

2 契約の相手方

株式会社ウォーターデバイス

3 随意契約理由

本業務は、各水道センターにて日常の水道メータ検針業務及び料金等徴収業務で使用するハンディターミナルシステム（以下「本システム」という。）の運用保守を行うものです。

本システムは、ニデック大豊機工株式会社が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっているため、本業務の履行には、本システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、本システムの事業は株式会社ウォーターデバイスに事業承継されており、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり、保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、株式会社ウォーターデバイスが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6616-5475）

随意契約理由書

1 案件名称

Azure 対応のための営業所オンラインシステム事前評価業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ

3 随意契約理由

水道局のお客さま情報を一元的に管理する基幹システムである営業所オンラインシステム（以下「本システム」という。）については、現在、統合基盤上で稼働しております。

次期統合基盤においては、オンプレミス（物理サーバを保有）から Azure（マイクロソフト社が提供するクラウド）への変更を予定しているため、本システムが次期統合基盤の環境でも問題なく稼働できるかについて、事前に評価を行うものです。

本システムについては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、本システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは株式会社日立システムズが唯一の業者になります。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6616-5475）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 営業所オンラインシステム運用保守業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ

3 随意契約理由

本業務は、水道局のお客さま情報を一元的に管理する基幹システムである営業所オンラインシステム（以下「本システム」という。）について、システムを安定稼働等できるようシステムメンテナンス及び障害発生時の緊急対応等の保守業務を行うものです。

本システムにつきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能の保証を持たせることができるのは、株式会社日立システムズが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6616-5475）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 遠隔監視測定設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

メタウォーター株式会社

3 随意契約理由

本業務は、大阪市内に設置している配水遠隔監視測定設備及び水質遠隔監視測定設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、メタウォーター株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのはメタウォーター株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市水道局お客さま専用サイト（マイページ）運用保守業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社

3 随意契約理由

本業務は、お客さまがスマートフォン等を使用し、当月分の水道使用量や水道料金、口座振替予定日のほか、過去の水道使用量や水道料金の閲覧機能及び水道の使用開始・中止や電話番号などの契約情報の変更などの申込機能を備えた大阪市水道局お客さま専用サイト（以下「本システム」という。）について、本システムを安定稼働等できるようシステムメンテナンス及び障害発生時の緊急対応等の保守業務を行うものです。

本システムは日本電気株式会社が当局の既存システムに合わせたカスタマイズを行い、独自に開発を行ったものであり、本業務を履行するには、本システムの構成及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、本システムは日本電気株式会社が所有するクラウドを使用しており、データ保護の観点から他の業者が本業務を履行する余地がありません。

よって、本業務における一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは、日本電気株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6458-6002）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 お客さまセンターシステム運用保守業務委託

2 契約の相手方

西日本電信電話株式会社

3 随意契約理由

本業務は、お客さまからの各種お届けやお問合せを、お客さまセンターにて一括して受付けを行い、各事業所と情報共有し、応対するためのお客さまセンターシステム（以下「本システム」という。）について、利用実績に応じた性能管理や資源管理のための統計処理や変則的なお客さまセンターの運営時間に連動した電話ガイダンスの設定、障害発生時の緊急対応等の保守を行うものです。

本システムは上記業者が当局の運用に合わせて独自に開発を行ったスクラッチ開発製品であり、本業務を履行するには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、開発プログラムについては一般には公開されていないことから、新たに他社が履行できる余地はありません。

よって、本業務における一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは、西日本電信電話株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6458-6002）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 泉尾配水場次亜塩素酸ナトリウム注入設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社磯村

3 随意契約理由

本業務は、泉尾配水場に設置している次亜塩素酸ナトリウム注入設備の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、株式会社磯村が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構造並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、株式会社磯村が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）